

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに、京都市に意見書を提出することができます。

平成19年2月15日

京都市長 榊 本 頼 兼

### 1 都市計画を変更する土地の区域

京都市西京区大枝西新林町三丁目、大枝西新林町四丁目、大枝西新林町五丁目、大枝北福西町四丁目、大原野西境谷町二丁目及び大原野東竹の里町二丁目の各全部

京都市西京区大枝塚原町、大枝中山町、大枝西新林町一丁目、大枝西新林町二丁目、大枝西新林町六丁目、大枝東新林町一丁目、大枝東新林町二丁目、大枝東新林町三丁目、大枝北福西町一丁目、大枝北福西町三丁目、大枝南福西町一丁目、大原野上里北ノ町、大原野西境谷町一丁目、大原野西境谷町三丁目、大原野西境谷町四丁目、大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目、大原野東境谷町三丁目、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目、大原野東竹の里町三丁目及び大原野東竹の里町四丁目の各一部

### 2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市役所北庁舎5階北第2会議室（土曜日及び日曜日を除く。）

京都市下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83番地の1

京都市景観・まちづくりセンター（2月17日、18日、24日及び25日）

### 3 縦覧期間

平成19年2月15日から平成19年3月1日まで

(注) 当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地 京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)